

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 基本方針(第7条)

第3章 ひとにやさしいまちづくりの推進

　第1節 ひとづくり、地域づくり(第8条—第12条)

　第2節 特定施設の整備(第13条—第25条)

　第3節 交通環境の整備及び安全な生活環境の確保等(第26条—第30条)

　第4節 國際文化観光都市・松江のおもてなし(第31条・第32条)

第4章 ひとにやさしいまちづくり推進会議(第33条)

第5章 雜則(第34条)

附則

すべての市民が、お互いを理解、尊重し合い、生きがいをもって生活できる社会の形成には、「ひとづくり、地域づくり」が不可欠である。

こうした社会は、市、市民、地域を構成する主体等及び事業者が他人任せにするのではなく、自ら率先してひとにやさしいまちづくりに取り組むとともに、その取組みを常に改善し、互いに連携、協働して共有のものとすることではじめて実現できる。

このことによって、本市は、住む人はもとより、訪れる人にも安全、安心で、差別の無い、快適さを備えた國際文化観光都市・松江をめざすことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等をはじめとするすべての人(以下「すべての人」という。)が安全に、安心して、快適に過ごすことのできる社会を構築するため、市、市民、地域を構成する主体等及び事業者の役割を明らかにすることにより、ひとにやさしいまちづくりを総合的に推進し、もって公共の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等　高齢者、障害者、病弱者、妊産婦、乳幼児を連れた者、こども、外国人などで援護を必要とするものをいう。
- (2) 地域を構成する主体等　町内会・自治会、地区社会福祉協議会、学校、公民館、ボランティア団体、特定非営利活動法人などの団体や機関をいう。
- (3) 特定施設　不特定多数の者が利用する病院、劇場、公民館、展示場、百貨店、図書館、道路、公園その他の規則で定める施設をいう。
- (4) 特別特定施設　特定施設のうちすべての市民が安全かつ安心して利用できるよう、特に整備を促進することが必要な施設として規則で定めるものをいう。
- (5) 特別特定施設の新築等　次に掲げる行為をいう。
 - ア　特別特定施設の新築若しくは新設、増築若しくは増設又は改築若しくは改修
 - イ　特別特定施設の用途の変更(当該用途の変更により特別特定施設に該当しないこととなる場合を除く。)
 - ウ　特別特定施設の建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替
- (6) 特定車両等　一般旅客の用に供する鉄道の車両、乗合自動車、タクシー、船舶で規則で定めるものをいう。
- (7) 特定工作物　信号機、公衆電話所その他の規則で定める不特定多数の者が利用する工作物をいう。

(市の役割)

第3条 市は、広く市民、地域を構成する主体等及び事業者からの意見及び提言を取り入れながら、ひとにやさしいまちづくりに係る総合的な施策を策定し、計画的に実施するものとする。

2 市は、自ら設置し、又は管理する特定施設及び特定工作物を、すべての人が安全に、安心して、快適に利用できるよう整備するものとする。

3 市は、市民、地域を構成する主体等及び事業者が実施するひとにやさしいまちづくりに関する事業(以下「事業」という。)に必要な支援を行うよう努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、ひとにやさしいまちづくりについて理解を深め、主体的に取り組むとともに、市、地域を構成する主体等及び事業者が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(地域を構成する主体等の役割)

第5条 地域を構成する主体等は、地域福祉を推進するとともに、市、市民及び事業者が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らが地域社会の一員であるということを認識し、市、市民、地域を構成する主体等が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する特定施設、特定車両等又は特定工作物をすべての人が安全に、安心して、快適に利用できるよう整備するものとする。

第2章 基本方針

(基本方針)

第7条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、ひとにやさしいまちづくりに関する施策を策定し、実施するものとする。

(1) ひとづくり、地域づくり すべての人が、思いやりの心をもち、お互いに助け合える地域社会となるよう、将来を担うこどもたちの育成をはじめとするひとづくり及び地域づくりを進めること。

(2) 特定施設の整備 すべての人が、特定施設を安全に、安心して、快適に利用することができるよう整備及び維持を行うこと。

(3) 交通環境の整備及び安全な生活環境の確保等 すべての人が、安全に、安心して、快適に生活できるよう、交通環境の整備、防災対策及び防犯対策等を行うこと。

(4) 国際文化観光都市・松江のおもてなし 訪れるすべての人が、安全に、安心して、快適に過ごすことができるよう、おもてなしの心の醸成と必要な情報提供等を行うこと。

第3章 ひとにやさしいまちづくりの推進

第1節 ひとづくり、地域づくり

(情報の提供)

第8条 市は、市民、地域を構成する主体等及び事業者がひとにやさしいまちづくりを推進するために必要な情報の提供に努めるものとする。

(学習機会の提供と福祉教育の充実)

第9条 市は、市民、地域を構成する主体等及び事業者がひとにやさしいまちづくりを推進するために必要な学習ができるよう、その機会の提供に努めるものとする。

2 市は、将来を担うこどもたちをはじめ、すべての人が高齢者、障害者等に対する理解を深め、思いやりの心を養い、お互いに助け合える地域社会をつくるため、学校教育、社会教育等の場において、体験学習やボランティア活動を通じて、福祉教育が充実されるよう努めるものとする。

(啓発活動)

第10条 市、市民、地域を構成する主体等及び事業者は、ひとにやさしいまちづくりの推進に関する広報その他の啓発活動に努めるものとする。

(ボランティア活動への参加等)

第11条 市民、地域を構成する主体等及び事業者は、ボランティア活動に取り組むように努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する者がボランティア活動に参加しようとするときは、必要な便宜を図るように努めるものとする。

3 市は、ボランティア活動を促進するため、関係機関と連携し、情報の提供並びに人材の育成及び活用その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(地域づくり)

第12条 市民、地域を構成する主体等及び事業者は、地域の課題を共有し、連携してその解決に努めるものとする。

2 市は、地域の課題解決に向けた市民、地域を構成する主体等及び事業者の取り組みに対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第2節 特定施設の整備

(整備基準)

第13条 市長は、特定施設の構造及び設備の整備について、すべての人が安全に、安心して、快適に利用できるようにするために必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 整備基準は、特定施設の種類に応じて規則で定めるものとする。

(整備基準の適合)

第14条 特定施設を新築、新設、増築、改築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替え又は用途の変更をしようとする者は、当該特定施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

(維持保全)

第15条 特定施設を設置し、又は管理する者(以下、「特定施設の設置者等」という。)は、当該特定施設の整備基準に適合している部分について、当該整備基準に適合する状態を維持するよう努めるものとする。

(既存特定施設の整備)

第16条 この条例の施行の際、既に存する特定施設を設置し、又は管理する者は、当該特定施設について、すべての人が安全に、安心して、快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

(新築等の届出)

第17条 特別特定施設の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容についてあらかじめ市長に届け出るものとする。当該届出の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。

(高齢者、障害者等の意見)

第18条 特別特定施設の新築等をしようとする者は、当該特別特定施設の新築等にあたり、高齢者、障害者等の意見を幅広く聴くように努めるものとする。

(指導及び助言)

第19条 市長は、第17条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特別特定施設が整備基準に適合していないと認めるときは、当該届出を行った者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(工事完了の届出)

第20条 第17条の規定による届出を行った者は、当該特別特定施設の新築等に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定により届出があったときは、当該特別特定施設の整備基準への適合状況について確認するものとする。

3 市長は、前項の確認において、当該特別特定施設が整備基準に適合していないと認めるときは、必要な指導及び助言を行うことができる。

(適合状況の報告)

第21条 市長は、特別特定施設を設置し、又は管理する者(以下、「特別特定施設の設置者等」という。)に対し、当該特別特定施設の整備基準の適合状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告に係る施設が整備基準に適合していないと認めるときは、当該特別特定施設の設置者等に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第22条 市長は、次の各号に掲げる者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第17条の規定による届出を行わないで工事に着手した者

(2) 前条第1項の規定により求められた報告を正当な理由なく行わない者

(3) 第19条又は前条第2項の規定による指導及び助言に正当な理由なく従わない者

(公表)

第23条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(立入調査)

第24条 市長は、第19条から前条までの規定の施行に必要な限度において、職員に特別特定施設に立入らせ、当該特別特定施設の整備基準への適合状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(特例)

第25条 国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)については、第17条から第23条までの規定(第18条及び第21条を除く。)は適用しない。

2 市長は、国等が特別特定施設の新築等をしようとするときは、国等に対し、当該特別特定施設を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第3節 交通環境の整備及び安全な生活環境の確保等

(交通環境の整備)

第26条 特定車両等を所有し、又は管理する事業者(以下「公共交通事業者」という。)及び特定施設の設置者等は、すべての人が移動しやすい交通環境の整備に努めるものとする。

(特定車両等の整備)

第27条 公共交通事業者は、すべての人が安全に、安心して、快適に利用できる特定車両等の整備に努めるものとする。

(安全・安心な生活環境等の確保)

第28条 市民、地域を構成する主体等及び事業者は、安全・安心な生活環境等の確保に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市は、市民、地域を構成する主体等及び事業者と協働して、防災、防犯、交通安全等安全確保のための施策を実施し、すべての人にとって、安全・安心な生活環境等の確保に努めるものとする。

(特定工作物の整備)

第29条 特定工作物を設置し、又は管理する者は、当該特定工作物について、すべての人が安全に、安心して、快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

(住宅の整備)

第30条 市民は、加齢、障害等による日常生活における動作能力の低下に対応し、安全に、安心して、快適な生活が維持できるよう自ら住宅の整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、すべての人が安全に、安心して、快適に住むことができる住宅の供給に努めるものとする。

3 市は、すべての人が安全に、安心して、快適な生活ができるよう必要な住宅施策の実施に努めるものとする。

第4節 国際文化観光都市・松江のおもてなし

(国際文化観光都市・松江のおもてなし)

第31条 市、市民、地域を構成する主体等及び事業者は、訪れるすべての人が快適に過ごせるよう、おもてなしの心の醸成に努めるものとする。

2 市、市民、地域を構成する主体等及び事業者は、訪れるすべての人の利便性、快適性及び安全性を高めるため、特定施設の整備その他必要な環境を整えるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第32条 市は、訪れるすべての人の利便性及び快適性を高めるため、必要な情報を提供できるよう努めるものとする。また、安全性を高めるため、災害時等に対応した情報提供等を行うものとする。

第4章 ひとにやさしいまちづくり推進会議

(設置等)

第33条 ひとにやさしいまちづくりに関する重要事項を調査及び審議するため、ひとにやさしいまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、ひとにやさしいまちづくりの推進に関し市長に意見を述べることができる。

3 前2項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 雜則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、島根県ひとにやさしいまちづくり条例(平成10年島根県条例第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に存する特定施設又はこの条例の施行により新たに特定施設となるもの(現に新築等又は用途の変更の工事中のものを含む。)は、第17条から第23条までの規定(ただし、第18条及び第21条を除く。)は、適用しない。